

議第144号

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月25日提出

京都市長 松井 孝治

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例
京都市男女共同参画センター条例の一部を次のように改正する。
別表第2和室A及び和室Bの項、ビデオシアターの項、調理コーナーの項
及びギャラリースペースの項を削り、同表備考中2を削り、3を2とし、4
から6までを削り、7を3とし、8を4とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

和室A、和室B、ビデオシアター、調理コーナー及びギャラリースペース
を廃止する必要があるので提案する。